



# 山形県公報

令和元年11月15日（金）  
第56号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…681
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…682
- 争議行為を行う旨の通知……………（雇用対策課）…同
- 県営土地改良事業計画の変更……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（最上総合支庁農村計画課）…683
- 地域森林計画の案の縦覧……………（森林ノミクス推進課）…同
- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…684
- 道路の位置の指定……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法によるはたはた採捕の制限……………685

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（建設企画課）…同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（同）…686
- 令和2年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験の実施……………（教育委員会）…同

## 告 示

### 山形県告示第442号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地            | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日       |
|-----------------------------|------------------------|------------|-------------|
| 特定非営利活動法人和南陽市若狭郷屋27番地の27    | 児童デイサービス桜田南陽市宮内561番地の3 | 放課後等デイサービス | 令和元. 10. 31 |

**山形県告示第443号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地               | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|---------------------------------|---------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>鶴岡市西新斎町21番8号 | 多機能型事業所ひかり<br>鶴岡市朝陽町15番3号 | 自立訓練（生活訓練）  | 令和元. 11. 17 |
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>鶴岡市西新斎町21番8号 | 多機能型事業所ひかり<br>鶴岡市朝陽町15番3号 | 就労移行支援      | 同           |
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>鶴岡市西新斎町21番8号 | 多機能型事業所ひかり<br>鶴岡市朝陽町15番3号 | 就労継続支援（B型）  | 同           |

**山形県告示第444号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全日本自治団体労働組合日本海総合病院職員労働組合執行委員長戸塚秀樹から、争議行為を行うことについて、令和元年11月1日次のとおり通知があった。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

国、山形県又は酒田市に準拠した賃金制度・労働条件の実現等の要求に関する件

2 期 間

令和元年11月22日（金）午前8時30分から午前9時30分まで

3 場 所

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院  
酒田市あきほ町30番地

4 概 要

救急対応等のため必要とする人員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

**山形県告示第445号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営鶴沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営鶴沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

尾花沢市役所

3 縦覧に供する期間

令和元年11月22日から同年12月20日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消

しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第446号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡舟形町舟形909番地4
- 3 認可年月日  
令和元年11月6日

#### 山形県告示第447号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてるため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称  
最上村山森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間
  - (1) 場所 農林水産部森林ノミクス推進課及び1の森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課
  - (2) 期間 令和元年11月15日から同年12月9日まで
- 3 その他  
1の森林計画区に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

#### 山形県告示第448号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称
  - (1) 置賜森林計画区
  - (2) 庄内森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間
  - (1) 場所 農林水産部森林ノミクス推進課及び1の森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課
  - (2) 期間 令和元年11月15日から同年12月9日まで
- 3 その他  
1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

山形県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和元年11月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字大浦字中ヶ袋1233番38から  
同 1233番83まで
- 3 供用開始の期日 令和元年11月15日

山形県告示第450号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道置総建第347号
- 2 指定の場所 南陽市上野字山居沢山1855番34の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 48.62メートル
- 4 指定年月日 令和元年11月7日

山形県告示第451号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |        |               |   |   |
|---|--------|---------------|---|---|
| 〃 | 天童中央支店 | 天童市東本町一丁目2番1号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 長岡支店   | 〃 中里五丁目13番39号 | 〃 | 〃 |

を

|   |        |               |   |   |
|---|--------|---------------|---|---|
| 〃 | 天童中央支店 | 天童市東本町一丁目2番1号 | 〃 | 〃 |
|---|--------|---------------|---|---|

に、

|   |      |               |   |   |
|---|------|---------------|---|---|
| 〃 | 天童支店 | 天童市東本町一丁目2番1号 | 〃 | 〃 |
|---|------|---------------|---|---|

を

|   |      |               |   |   |
|---|------|---------------|---|---|
| 〃 | 天童支店 | 天童市東本町一丁目2番1号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 長岡支店 | 〃             | 〃 | 〃 |

に改める。

## 附 則

この規程は、令和元年11月18日から施行する。

**海区漁業調整委員会関係**

## 指 示

## 山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

令和元年11月15日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

令和元年12月1日から令和2年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第44条第1項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

| 海 域             | 採 捕 方 法                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 水深30メートル以浅の沿岸海域 | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。） |

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 申請のあった年月日  
令和元年10月31日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名 称  
特定非営利活動法人黒塀の里山保存会
  - 代表者の氏名  
柴崎 弘美
  - 主たる事務所の所在地  
東村山郡中山町大字岡113番地
  - 定款に記載された目的  
この法人は、中山岡町地区に長く伝わってきた日本の里山文化を守り、美しい佇まいを後世に受け継いでいくと共に国指定重要文化財の旧柏倉九左衛門家住宅を核とする地域の景観の保全や環境の整備に関する事業を行い、事業の継承をもってまちづくりや地域振興に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県建設事業情報総合管理システム運用管理業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 3 落札者を決定した日 令和元年10月8日
- 4 落札者の名称及び所在地  
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市本町一丁目4番27号
- 5 落札金額 12,045,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和元年8月27日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県積算システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部建設企画課技術管理担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2772
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年10月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 4,964,850円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

令和2年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験を次のとおり実施する。

令和元年11月15日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 菅 間 裕 晃

- 1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

| 校種      | 職           | 職 務 内 容                                    | 志 願 資 格                                                                                                                                                          | 採 用 見 込 数 |
|---------|-------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 高 等 学 校 | 普通系         | 高等学校において、理科、家庭及び情報に係る実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 | 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者又は令和2年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者                                                                                    | 若干名       |
|         | 実習教諭<br>農業系 | 農業に関する学科を置く高等学校において、農業に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 次の①、②のいずれかに該当する者<br>①高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、大学等において農業関係の学科を修めて卒業した者又は令和2年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者<br>②高等学校における農業に関する指導経験を1年以上有する者又は令和2年3月31日までに1年以上有する見込みの者 | 若干名       |

|  |         |                                            |                                                                                                                                                                    |     |
|--|---------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|  | 工業（機械）系 | 工業に関する学科を置く高等学校において、工業に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 次の①、②のいずれかに該当する者<br>①高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、大学等において工業関係の当該学科を修めて卒業した者又は令和2年3月31日までに当該学科を修めて卒業見込みの者<br>②高等学校における当該分野に関する指導経験を1年以上有する者又は令和2年3月31日までに1年以上有する見込みの者 | 若干名 |
|  | 工業（建築）系 |                                            |                                                                                                                                                                    | 若干名 |

（注1）実習教諭：学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条第2項に規定する実習助手

（注2）各系共通の志願資格：地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

2 有していることが望ましい知識、技術、資格等

| 志願職種    | 有していることが望ましい知識、技術、資格等                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全種共通    | ・ワープロソフト、表計算ソフトの基本的な操作技術                                                                     |
| 普通系     | ・情報、理科及び家庭に関する基本的な知識と技術                                                                      |
| 農業系     | ・農業に関する知識と技術<br>・取得資格の例<br>大型自動車免許、大型特殊自動車免許、家畜人工授精師免許、危険物取扱者（乙種）、けん引免許、農業機械整備士 等            |
| 工業（機械）系 | ・工業（機械）に関する基礎的な知識と技術<br>・取得資格の例<br>技能検定2級（機械加工、鋳造、機械・プラント製図、機械検査、機械保全、仕上げ、電気機器組立て）、溶接技能者資格 等 |
| 工業（建築）系 | ・工業（建築）に関する基礎的な知識と技術<br>・取得資格の例<br>技能検定2級（建築大工、防水施工、内装仕上げ施工）、二級建築士、測量士補、2級建築施工管理技術検定 等       |

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

イ 用紙の請求先

山形県教育庁教職員課（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

ロ 配布開始日

令和元年11月8日（金）

ハ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及びあて先（あて名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）の上、140円切手（速達は430円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表に「県立高等学校実習教諭選考試験実施要項請求」と朱書して申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験のため提出するもの

(イ) 志願書

(ロ) 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、84円切手を貼ること。

ロ 第二次選考試験のために提出するもの（第二次選考試験の試験当日に持参する。）

(イ) 推薦書（厳封親展）

※推薦書の様式は、第一次選考試験の合格者に送付するが、第一次選考試験の結果発表後に山形県ホームページからダウンロードすることができる。

(ロ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

(ハ) 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、84円切手を貼ること。

(3) 志願書等の受付期間、受付時間及び提出先

| 受付期間                             | 受付時間                              | 提出先                                     |
|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------|
| 令和元年11月11日（月）から<br>同年11月25日（月）まで | 午前9時から午後5時まで<br>（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） | 山形県教育庁教職員課<br>〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号 |

イ 志願書等の提出は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（高等学校実習教諭）在中」と朱書の上、裏には氏名を記入すること。

ロ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、令和元年11月25日（月）までの消印有効とする。

(4) 受験票の送付

令和元年12月3日（火）頃に、返信用封筒を使用して志願者あてに受験票を発送する。受験票に記載された指示に従って必要事項を記入の上、志願書と同一の写真を貼って、試験当日に持参すること。

#### 4 選考試験

(1) 第一次選考試験

イ 期 日 令和元年12月13日（金）

ロ 試験会場 山形県総合研修センター（山形市松波三丁目7番1号 電話番号023(622)2743）

ハ 集合時刻 午前9時30分（時間厳守） ※ 開場は午前9時

ニ 時間及び試験内容

| 時間                       | 試験内容                            |
|--------------------------|---------------------------------|
| 午前9時50分から<br>午前10時40分まで  | 筆記試験（一般教養） 教育的分野についての知識、法規等を含む。 |
| 午前10時55分から<br>午前11時35分まで | 作文                              |

※ 筆記用具、受験票を持参のこと。

※ 志願者数によっては、試験時間を変更する場合もある。

(2) 第二次選考試験

第一次選考試験合格者について行い、期日、試験会場及び試験内容は次のとおりとする。

なお、集合時刻等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

イ 期 日 令和2年1月20日（月）

ロ 試験会場 山形県総合研修センター（山形市松波三丁目7番1号 電話番号023(622)2743）

ハ 試験内容 個人面接及び口頭試問

#### 5 選考試験結果の通知等

(1) 第一次選考試験の結果発表は、令和2年1月10日（金）午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は、令和2年1月30日（木）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 採用は、令和2年4月1日以降とする。

(3) 選考試験の結果についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

#### 6 選考試験結果の開示

第一次選考試験及び第二次選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票、運



転免許証、学生証等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁教職員課に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。）

| 開 示 内 容                   | 開 示 期 間                          | 開 示 場 所    |
|---------------------------|----------------------------------|------------|
| 第一次選考試験の筆記試験得点<br>及び総合ランク | 合格発表の日から1箇月間<br>(2月10日午後4時30分まで) | 山形県教育庁教職員課 |
| 第二次選考試験の総合ランク             | 合格発表の日から1箇月間<br>(2月28日午後4時30分まで) |            |

7 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

| 志 願 職 種       | 筆記試験<br>(一般教養) | 作 文 | 満 点  |
|---------------|----------------|-----|------|
| 実習教諭（普通系）     | 100点           | 50点 | 150点 |
| 実習教諭（農業系）     |                |     |      |
| 実習教諭（工業（機械）系） |                |     |      |
| 実習教諭（工業（建築）系） |                |     |      |

選考基準：筆記試験及び作文の合計得点により選考する。

(2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

| 志 願 職 種       | 個人面接 | 口頭試問 | 満 点  |
|---------------|------|------|------|
| 実習教諭（普通系）     | 50点  | 50点  | 100点 |
| 実習教諭（農業系）     |      |      |      |
| 実習教諭（工業（機械）系） |      |      |      |
| 実習教諭（工業（建築）系） |      |      |      |

選考基準：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、資格・免許等を総合的に勘案して選考する。

(3) 評価の観点

- イ 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ロ 個人面接では、「教育公務員としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。
- ハ 口頭試問では、各系列の「専門的な知識」「論理的思考」「表現力」等について評価する。

8 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁教職員課（電話番号023(630)2863）に問い合わせること。

令和元年11月15日印刷  
令和元年11月15日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県